

# 情報提供

那医発第 666 号  
令和 5 年 3 月 8 日

施設長 各位

那覇市医師会  
会 長 友利 博朗  
担当理事 平良 直人



平素より医師会事業へのご支援ご協力賜り感謝申し上げます。  
沖縄県医師会を通じて「オンライン資格確認導入に関する拡充措置でない補助金を受けるためのカードリーダーの申込期限について」の通知が届きましたのでご案内申し上げます。

☆ 問合せ先 (那覇市医師会 事務局:宮城・前泊 /電話 098-868-7579)  
.....記.....

沖医発第 1765 号 F

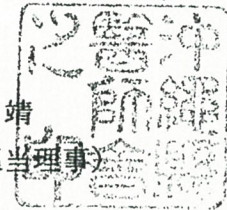
令和 5 年 3 月 1 日

地区医師会担当理事 殿

沖縄県医師会

理事 比嘉 靖

(情報システム担当理事)



オンライン資格確認導入に関する拡充措置でない補助金を  
受けるためのカードリーダーの申込期限について

今般、日本医師会から標記文書の発出がありましたのでご連絡致します。

オンライン資格確認について、「システム導入補助金を受けるリーダーの申込期限については1月13日(金)必着です」とお知らせしておりました。

本通知は、本期限までにカードリーダーを申し込まなかった医療機関が、期限後にカードリーダーを申し込む場合には、拡充措置ではない補助金が適用されることとなりますが、この度、厚生労働省より、関連 Q&A を作成した旨の周知となっております。

つきましては、貴会におかれましても、本件についてご了知の上、会員への周知方につきご高配を賜りますようお願い申し上げます。

記

## 【添付資料】

- ・ オンライン資格確認導入に関する関連 Q&A
- オンライン資格確認導入に関する拡充措置でない補助金を受けるためのカードリーダーの申込期限について (令和 5 年 2 月 15 日 (日医発第 2162 号 (情シ)))

※関係文書は文書管理システムへ掲載致します。

沖縄県医師会事務局業務 2 課: 平良、宮城

TEL: 098-888-0087

FAX: 098-888-0089

g2@okinawa.med.or.jp



日医発第 2162 号 (情シ)  
令和 5 年 2 月 15 日

都道府県医師会 担当理事 殿

日本医師会 常任理事  
長島 公之  
(公印省略)

## オンライン資格確認導入に関する拡充措置でない補助金を 受けるためのカードリーダーの申込期限について

平素より本会会務の運営に特段のご理解・ご支援を賜り厚く御礼申し上げます。  
オンライン資格確認について、日医発第 1920 号(情シ)「**オンライン資格確認システム導入補助金を受けるリーダーの申し込みは1月13日(金)必着です**」にて拡充措置の補助金を受けるためのカードリーダーの申込期限をお知らせしておりました。

**この期限までにカードリーダーを申し込まなかった医療機関が、期限後にカードリーダーを申し込む場合には、拡充措置ではない補助金が適用されることとなりますが、この度、厚生労働省より、関連 Q&A を作成した旨の情報提供がありましたので、本文書にてお知らせします。**

### 1. 拡充措置でない補助金を受けるためのカードリーダーの申込期限 (原則)

拡充措置でない補助金を受けるためのカードリーダーの申込期限は、令和 4 年度内にカードリーダーが該当医療機関宛てに発送される必要があることから、**原則として、令和 5 年 2 月 22 日 (水)** となります。

ただし、やむを得ない事情の(1)~(6)に該当する医療機関が令和 5 年 3 月末までに所定の届出を行う場合はこの限りではなく、次項 2 が適用されます。

### 2. 拡充措置でない補助金を受けるためのカードリーダーの申込期限 (経過措置の対象)

オンライン資格確認導入の経過措置は、次の表の通り定められております。

やむを得ない事情
(1)令和 5 年 2 月末までにシステム事業者と契約締結したが、導入に必要なシステム整備が未完了の保険医療機関・薬局 (システム整備中)
(2)オンライン資格確認に接続可能な光回線のネットワーク環境が整備されていない保険医療機関・薬局 (ネットワーク環境事情)
(3)訪問診療のみを実施する保険医療機関
(4)改築工事中、臨時施設の保険医療機関・薬局
(5)廃止・休止に関する計画を定めている保険医療機関・薬局
(6)その他特に困難な事情がある保険医療機関・薬局

これらのやむを得ない事情により経過措置の対象となった医療機関が、拡充措置でない補助金を受けるためのカードリーダーの申込期限は、次のように定められました。

※日医発第 2074 号(情シ)(保険)「「オンライン資格確認」アカウント登録のためのダイレクトメール発送(協力依頼)および「医療提供体制設備整備交付金の実施について」の一部改正について」でお示ししていた「別紙 医療提供体制設備整備交付金実施要領」の「第4 経過措置」の表について、厚生労働省から一部訂正する旨の報告がございました。経過措置(4)の臨時施設の医療機関、経過措置(5)の廃止に関する計画を定めている医療機関は、補助金事業の対象外となりますので、ご注意ください。詳細は「別紙 医療提供体制整備交付金実施要領」、「正誤表」をご確認ください。

#### ・経過措置(1)について

令和5年2月までにシステム事業者と契約締結していることが要件となります。カードリーダーの申込期限は特に設定されておりませんが、カードリーダーの無償提供の申請にあっては、2月末日までのシステム事業者との契約時に十分に相談の上、事業完了の期限までに間に合うようにする必要がありますことにご留意いただき、できるだけ早急にお申し込みください。

#### ・経過措置(2)(3)、および経過措置(4)(5)(6)について

カードリーダーの申込期限はそれぞれ下記です。

- ・経過措置(2)(3) : 令和5年12月31日
- ・経過措置(4)(5)(6) : 令和5年6月30日

なお、本日程はカードリーダー申込を最大でいつまで受け付けるかの期限であり、実際に、いつまでにカードリーダーを申し込めば補助金を受けるための事業完了期限に間に合うのかは、配送に係る期間に加え、カードリーダーを受け取った後のシステム事業者の作業期間を考慮いただく必要がありますので、システム事業者と十分にご相談ください。

### 3. 令和5年2月末までに事業者との契約締結をお願いします

下記3つの何れかに該当する場合は、令和5年2月末までに事業者との契約締結が必要となりますので、事業者との契約締結が完了していない医療機関はご留意の上、契約締結をお願いいたします。

- ・拡充措置の補助金を受ける予定で、令和5年3月までにオンライン資格確認の導入が完了する予定の医療機関
- ・拡充措置の補助金を受ける予定で、経過措置(4)(5)(6)に該当する医療機関
- ・経過措置(1)に該当する医療機関

つきましては、貴会におかれましても、本件についてご了知いただくと共に、貴会管下の郡市区等医師会ならびに会員への周知方につき、ご高配を賜りますようお願い申し上げます。

以上

【別添資料】

- ・カードリーダー申込期限 Q&A
- ・別紙 医療提供体制整備交付金実施要領
- ・正誤表

## Q&A

Q1. 経過措置(1)については、カードリーダーの申込期限はいつでしょうか。また、経過措置に該当しない場合のカードリーダーの申込期限はいつでしょうか。

A1. 経過措置(1)については、令和5年2月までにシステム事業者と契約締結していることが要件となります。カードリーダーの申込期限は特に設定しておりませんが、カードリーダーの無償提供の申請にあっては、2月末日までのシステム事業者との契約時に十分に相談の上、事業完了の期限までに間に合うようにする必要があることにご留意いただき、できるだけ早急にお申し込みください。

なお、経過措置に該当しない場合のカードリーダーの申込期限については、年度内発送の必要があることから、令和5年2月22日となります。

Q2. 経過措置(2)～(6)について、カードリーダーの申込期限はいつでしょうか。

A2. 経過措置(2)及び(3)については、令和5年12月31日となります。経過措置(4)及び(5)並びに(6)については、令和5年6月30日となります。

なお、本日程はカードリーダー申込を最大でいつまで受け付けるかの期限をお示ししたものです。実際に、いつまでにカードリーダーを申し込めば補助金を受けるための事業完了期限に間に合うのかは、配送に係る期間に加え、カードリーダーを受け取った後のシステム事業者の作業期間を考慮いただく必要がありますので、システム事業者と十分にご相談ください。